

参議院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成22年3月5日(金)		
場所	参議院第二別館東棟4階 記録部・国際部会議室		
出席委員氏名	委員長	筆谷 勇(東京都監査委員・公認会計士)	
	委員	阿部 哲((財)日本国際協力システム 契約審査室室長)	
	委員	水田 健輔(国立大学財務・経営センター研究部教授)	
審査対象期間	平成21年7月1日(水)～平成21年12月31日(日)		
抽出案件	7件		
一般競争入札	3件	契約件名	清水谷議員宿舎議員室改修工事一式
		契約相手方	飛鳥建設株式会社
		契約金額	94,500,000円
		契約締結日	平成21年9月14日
		契約件名	諏訪町職員宿舎耐震改修工事一式
		契約相手方	馬淵建設株式会社
		契約金額	108,150,000円
		契約締結日	平成21年9月9日
		契約件名	参議院清水谷議員宿舎議員室移転作業請負一式
		契約相手方	日本通運株式会社
		契約金額	1,491,000円
		契約締結日	平成21年8月26日
指名競争入札	3件	契約件名	絵画展示用額縁補修請負業務一式
		契約相手方	株式会社松坂屋
		契約金額	2,488,500円
		契約締結日	平成21年7月22日
		契約件名	参議院議長主催訪日チェコ共和国上院議長一行の接遇に係るハイヤー供給業務一式
		契約相手方	帝都自動車交通株式会社
		契約金額	1,018,395円
		契約締結日	平成21年11月12日
		契約件名	参議院議長主催訪日チェコ共和国上院議長一行歓迎晩餐会における飲食物その他のサービス等の提供業務一式
		契約相手方	株式会社帝国ホテル
		契約金額	1,616,123円
		契約締結日	平成21年11月17日
随意契約	1件	契約件名	訪日チェコ共和国上院議長一行の接遇に係る通訳業務一式
		契約相手方	社団法人国際交流サービス協会
		契約金額	1,560,900円
		契約締結日	平成21年11月5日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

意見・質問	回 答
<p>1 . 報告事項</p> <p>入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>指名停止の運用状況について 1ヶ月の指名停止 2社 2ヶ月の指名停止 1社</p> <p>談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2 . 抽出事案の審議</p> <p>A【清水谷議員宿舎議員室改修工事一式（一般競争入札（総合評価落札方式）：工事）】</p> <p>総合評価における施工実績について、国立大学法人が発注した工事を受注しても、加算点が0点となっている理由は何か。</p> <p>国の工事を請け負った実績がある業者と地方公共団体等の工事を請け負った実績がある業者とを比較した場合、その施工能力に客観的な違いはあるのか。</p> <p>B【諏訪町職員宿舎耐震改修工事一式（一般競争入札（総合評価落札方式）：工事）】</p>	<p>本入札の企業の施工能力を判定する基準は、国の発注工事の施工実績が3点、公団・地方公共団体等の発注工事の施工実績が2点、その他の発注工事の施工実績が0点となっており、国立大学法人が発注した工事は、その他が発注した工事に該当するため、配点は0点である。</p> <p>国が発注する工事の場合には国の建築基準に則って施工するため、その工事を請け負った業者の施工能力は一定基準以上を満たすものと判断できるが、地方公共団体によっては、その基準が国より緩やかな場合があるため、必ずしも同様に扱うことはできない。 企業の施工能力の客観的な違いを個別に判定できないため、国の発注工事よりも地方公共団体等の発注工事の請負実績を低く評価している。</p>

競争参加資格の審査において、欠格となった者があった場合、その結果については公表を行っているのか。

今回、欠格となった理由は、当該業者の技術的所見が不適切であったためか。

工事内容について誤認があると認められる場合、その内容を示して当該業者に施工計画書の再提出を求めることはあるか。

今回、欠格とした業者に審査結果の説明は行ったか。審査結果について反論はなかったのか。

C【参議院清水谷議員宿舍議員室移転作業請負一式（一般競争入札（最低価格落札方式）：役務）】

落札価格と予定価格の差が大きい、予定価格が高く積算されていたのではないのか。

予定価格が1千万円を超えた場合、低価格入札の調査の対象となるのはどのような場合か。

D【絵画展示用額縁補修請負業務一式（指名競争入札（最低価格落札方式）：役務）】

百貨店が落札者となっているが、百貨店は自ら額縁の補修を行うことができるのか。

競争参加資格について欠格となった者について、その業者名及び理由については、ホームページでは公表していないが、閲覧資料において確認することは可能である。

施工上配慮すべき事項が不適切であったためである。

本件に応募した9者のうち当該1者のみが設計図を誤認し、誤った施工計画書を提出してきたためである。

施工計画書の再提出を求めることはない。今回、本院が示した説明資料の図面上で読み切れない部分がある場合には、事前に質問を受け付けることとしていたが、欠格とした業者からの質問はなかった。

当該業者に対しては、競争参加資格確認通知書により資格がない旨の通知をすると共にその理由の説明も行った。不服申立てができることも併せて説明したが、不服の申立てはなかった。

落札者以外の3者の入札価格が予定価格を上回っていることから、適正な積算に基づく予定価格であったと考えている。

物品の製造その他の請負契約にあっては、入札価格が、当該競争入札の予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合である。

本件指名競争入札では、額縁補修業務の実績があることを指名の条件としている。

業務の一部を第三者に請け負わせることに関して、契約条項ではどのように規定したのか。

契約書において、業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせる場合は、あらかじめ本院の承諾を得なければならないと明記している。

E【参議院議長主催訪日チェコ共和国上院議長一行の接遇に係るハイヤー供給業務一式（指名競争入札（最低価格落札方式）：役務）】

今回指名された業者の他には指名要件を満たす業者はなかったのか。

訪日議員団一行の人数や要望により必要とされる車種や台数が異なるため、ハイヤー供給業務そのものを行うことができる業者であっても、個々の案件によっては対応できない場合もあり、その場合には指名することはできない。今回の指名についても、事前に複数業者からの聞き取り調査を行った結果によるものである。

F【参議院議長主催訪日チェコ共和国上院議長一行歓迎晩餐会における飲食物その他のサービス等の提供業務一式（指名競争入札（最低価格落札方式）：役務）】

過去に利用実績のある業者が指名されていないが、その理由は何か。

当該業者は、今回一行が宿泊しているホテルであることから指名はしていない。提供される料理の重複を避けるため、宿泊と歓迎晩餐会は別の業者になるよう配慮したためである。

G【訪日チェコ共和国上院議長一行の接遇に係る通訳業務一式（随意契約（単純）：役務）】

本案件が随意契約となった理由は何か。見積書は何者から徴取したのか。

本件は指名競争に付すべく4者に対して調査を行ったが、チェコ語は通訳者が少なく人数確保が困難であるため、対応できないという理由から、参加可能な業者は1者だけであり、見積書の徴取も当該1者からのみとなった。

結果として随意契約になったが、複数者から見積書が徴取できた場合は、指名競争を実施する予定であった。

チェコ語の他に同様の理由で指名競争に付せなかった例はあるのか。

最近ではタイ語の例があった。
なお、招へいと同時期に他の国際会議が開かれているような場合にも通訳の確保が困難となる場合がある。